

## ○総務省訓令第\*\*号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和\*年\*\*月\*\*日

総務大臣 松本 剛明

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>（監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等）<br/>第39条の7 施行規則第43条の6第2項に規定する確認の申請書を受理したときは、<u>運用規則第137条の2第1項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、確認を行う。</u><br/>(1) 対象の基地局が、<u>運用規則第137条の2第1項に規定する基地局に含まれること。</u><br/>〔(2)・(3) 略〕<br/><u>2 前項の規定は、施行規則第43条の6第8項において準用する同条第2項に規定する確認の申請書を受理したときについて準用する。この場合において、前項(1)中「運用規則第137条の2第1項」とあるのは「運用規則第137条の2第2項」と、同項(3)ア中「24時間365日にわたる保守運用体制」とあるのは「<u>基地局の運用時間中の保守運用体制</u>」と読み替えるものとする。</u><br/>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準<br/>〔第1 略〕<br/>第2 陸上関係<br/>〔1～3 略〕<br/>4 その他<br/>〔(1)～(15) 略〕<br/>(16) ローカル5Gの無線局</p> | <p>（監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等）<br/>第39条の7 施行規則第43条の6第2項に規定する確認の申請書を受理したときは、<u>運用規則第137条の2の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、確認を行う。</u><br/>(1) 対象の基地局が、<u>運用規則第137条の2に規定する基地局に含まれること。</u><br/>〔(2)・(3) 同左〕<br/>〔新設〕<br/><br/>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準<br/>〔第1 同左〕<br/>第2 陸上関係<br/>〔1～3 同左〕<br/>4 その他<br/>〔(1)～(15) 同左〕<br/>(16) ローカル5Gの無線局</p> |

ア 用語の意義

この(16)において使用する用語の意義は次のとおりとする。

〔(ア)～(シ) 略〕

(ス) 「共同利用」とは、複数の利用者がそれぞれの土地又は建物の所有権等を有している場合において、当該複数の利用者が、一の基地局を共同で利用することをいう。

(セ) 「共同利用区域」とは、共同利用により、それぞれの自己土地において通信を行う場合において、複数の利用者の自己土地及び一の基地局を含む必要最小限の区域のことをいう。

〔(ソ)～(ハ) 略〕

イ 電気通信業務用

〔(ア)～(ウ) 略〕

(エ) 無線設備の設置場所等  
無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

A 基地局の設置場所

〔(A)～(D) 略〕

(E) 共同利用を行う基地局の設置場所は共同利用区域内であること。空中線の指向特性等に鑑み、必要なカバーエリアの形成のため、共同利用を行う複数の利用者の土地又は建物から離れた他者土地に基地局を設置することが効率的であると認められる場合は、当該基地局を含む必要最小減の範囲を共同利用区域に含めることができる。この場合において、基地局の設置場所の理由を説明する書類が添付されていること。

〔B・C 略〕

(オ) 周波数の指定  
周波数の指定は、別表1の範囲内のものであること。

ア 用語の意義

この(16)において使用する用語の意義は次のとおりとする。

〔(ア)～(シ) 同左〕

〔新設〕

〔新設〕

〔(ス)～(ネ) 同左〕

イ 電気通信業務用

〔(ア)～(ウ) 同左〕

(エ) 無線設備の設置場所等  
無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

A 基地局の設置場所

〔(A)～(D) 同左〕

〔新設〕

〔B・C 同左〕

(オ) 周波数の指定  
周波数の指定は、別表1の範囲内のものであること。

4. 6GHzから4. 9GHzのうち基地局のカバーエリアが屋内のみの場合には、原則として、4. 6GHzから4. 8GHzまでの間から優先して割り当てることとする。なお、無線局免許手続規則第2条の2により総務大臣が告示する地域においては、この限りではない。

〔カ〕 略〕

(キ) 無線設備の工事設計

〔A 略〕

B 陸上移動局の工事設計

(A) 4. 6GHzを超え4. 9GHz以下の周波数の電波を使用するもの

空中線利得は3dBi以下であること。

(B) 27GHzを超え28. 2GHz以下又は29. 1GHzを超え29. 5GHz以下の周波数の電波を使用するもの

空中線利得は20dBi以下であること。ただし、等価等方輻射電力が43dBm以下である場合は、この限りではない。

(ク) 他の無線局との干渉調整等

次に掲げる他の無線局との干渉調整等その他必要な事項について、整理された資料が添付されていること

。

A 他の免許人所属のローカル5Gの無線局

(A) 〔略〕

a 自己土地（共同利用の場合は共同利用区域）の範囲

〔b～e 略〕

〔(B)・(C) 略〕

(D) 共同利用をする場合にあっては、次に掲げる事

4. 6GHzから4. 9GHzのうち基地局のカバーエリアが屋内のみの場合には、原則として、4. 6GHzから4. 8GHzまでの間から優先して割り当てることとする。なお、無線局免許手続規則第2条の2により総務大臣が告示する地域においては、この限りではない。

陸上移動局の周波数の指定にあたっては、「この周波数の使用は、他者土地利用をする場合においては、停止して運用する場合に限る。」旨の附款を付す。

〔カ〕 同左〕

(キ) 無線設備の工事設計

〔A 同左〕

B 陸上移動局の工事設計

空中線利得は20dBi以下であること。ただし、等価等方輻射電力が43dBm以下である場合は、この限りではない。

(ク) 他の無線局との干渉調整等

次に掲げる他の無線局との干渉調整等その他必要な事項について、整理された資料が添付されていること

。

A 他の免許人所属のローカル5Gの無線局

(A) 〔同左〕

a 自己土地の範囲

〔b～e 同左〕

〔(B)・(C) 同左〕

〔新設〕

項が記された資料が添付されていること。

- a 共同利用区域内において自己土地を有する二以上の利用希望者の共同利用に関する同意書を添付すること。ただし、二以上の利用希望者が所属する団体の同意書を添付する場合は、当該団体の同意書をもって当該二以上の利用希望者の同意書とみなすことができる。
- b 二以上の利用希望者（団体の場合は所属する複数の利用希望者）の登記事項証明書（当該二以上の利用者希望者の土地又は建物において、所有権等を有する者からの依頼によりローカル5Gに係るシステムの構築等を行う者にあつては依頼状等その証拠書類を含む。）によって共同利用区域内における利用希望者の自己土地の所在が明らかであること。

(E) [略]

(F) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、基地局を開設しようとするについて以下に該当する他の免許人に通知を行っていること。また、当該他の免許人から周波数共用の可能性等に係る協議を求められた場合は、当該協議に応じていること。

- a 申請に係る基地局の自己土地内又は共同利用区域内のカバーエリアが、他の免許人所属のローカル5Gの基地局の調整対象区域と重複する場合
- b 申請に係る基地局の自己土地内又は共同利用区域内の調整対象区域が、他の免許人所属のローカル5Gの基地局のカバーエリアと重複する場合

(G) 申請に係る基地局の他者土地（共同利用区域内

(D) [同左]

(E) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、基地局を開設しようとするについて以下に該当する他の免許人に通知を行っていること。また、当該他の免許人から周波数共用の可能性等に係る協議を求められた場合は、当該協議に応じていること。

- a 申請に係る基地局の自己土地内のカバーエリアが、他の免許人所属のローカル5Gの基地局の調整対象区域と重複する場合
- b 申請に係る基地局の自己土地内の調整対象区域が、他の免許人所属のローカル5Gの基地局のカバーエリアと重複する場合

(F) 申請に係る基地局の他者土地に係るカバーエリ

の他者土地を除く。以下この(G)及び(H)において同じ。)に係るカバーエリアが、他の免許人所属のローカル5 Gの基地局の調整対象区域と重複していないこと。ただし、当該申請に係る基地局の他者土地に係るカバーエリアにおける申請者の業務の遂行上、有害な混信がないことが明らかにされている場合は、この限りではない。

(H) [略]

(I) 共同利用を行う基地局の再免許にあつては、免許人が実施している、共同利用区域におけるサービス提供に関する周知広報活動の実施内容及びその結果を示す資料が添付されていること。

(J) [略]

[B・C 略]

[(ケ)・(コ) 略]

(#) その他

[A 略]

B 免許に際しては、電波法第104条の2の規定により次の条件を付すものとする。

[(A) 略]

(B) 基地局（他者土地（共同利用区域内の他者土地を除く。）に係るカバーエリア若しくは調整対象区域を有するものに限る。）の免許

a 共同利用ではない場合

「この無線局の運用は、他者土地に係るカバーエリアが、後に開設される他の免許人所属のローカル5 Gの基地局の当該他の免許人の自己土地内の調整対象区域と重複しない場合及び他者土地に係る調整対象区域が、後に開設される他の免許人所属のローカル5 Gの基地局の当該他の免許人の自己土地内のカバーエリアと重複

アが、他の免許人所属のローカル5 Gの基地局の調整対象区域と重複していないこと。ただし、当該申請に係る基地局の他者土地に係るカバーエリアにおける申請者の業務の遂行上、有害な混信がないことが明らかにされている場合は、この限りではない。

(G) [同左]

[新設]

(H) [同左]

[B・C 同左]

[(ケ)・(コ) 同左]

(#) その他

[A 同左]

B 免許に際しては、電波法第104条の2の規定により次の条件を付すものとする。

[(A) 同左]

(B) 基地局（他者土地に係るカバーエリア若しくは調整対象区域を有するものに限る。）の免許

「この無線局の運用は、他者土地に係るカバーエリアが、後に開設される他の免許人所属のローカル5 Gの基地局の当該他の免許人の自己土地内の調整対象区域と重複しない場合及び他者土地に係る調整対象区域が、後に開設される他の免許人所属のローカル5 Gの基地局の当該他の免許人の自己土地内のカバーエリアと重複しない場合に限る。ただし、当該重複について当該免許人と合意

しない場合に限る。ただし、当該重複について当該免許人と合意している場合はこの限りでない。」

b 共同利用の場合

「この無線局の運用は、他者土地（共同利用区域内の他者土地は除く。以下このbにおいて同じ。）に係るカバーエリアが、後に開設される他の免許人所属のローカル5Gの基地局の当該他の免許人の自己土地内の調整対象区域と重複しない場合及び他者土地に係る調整対象区域が、後に開設される他の免許人所属のローカル5Gの基地局の当該他の免許人の自己土地内のカバーエリアと重複しない場合に限る。ただし、当該重複について当該免許人と合意している場合はこの限りでない。」

[ (C) ・ (D) 略 ]

[ウ 略]

[別紙(16)－1・(16)－2 略]

[(17)・(18) 略]

[第3～第5 略]

している場合はこの限りでない。」

[ (C) ・ (D) 同左 ]

[ウ 同左]

[別紙(16)－1・(16)－2 同左]

[(17)・(18) 同左]

[第3～第5 同左]

附 則

この訓令は、令和\*年\*\*月\*\*日から施行する。